

75歳以上の方へ

よくわかる長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

これまで、75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月から新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。この「後期高齢者医療制度」については、まだ分かりづらいとの意見がありましたので、改めて紹介します。

先月号では、医療給付について解説しましたが、今月は保険料の負担軽減などについてお知らせします。

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎(83)1225

1. 保険料の負担割合がさらに軽減されます

低所得者の方へ負担割合が軽減されました。該当する方は次の条件を満たす方で、減額後の保険料については、8月以降に郵送でお知らせしますので、ご確認ください。

- ①平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方は
8.5割軽減となります。
- ②「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は
所得割額が5割軽減となります。

後期高齢者医療保険料（均等割額+所得割額）

| | |
|---|---|
| ①均等割額 ○世帯の合計所得が33万円以下の方 →7割を軽減（3割を負担） 11,958円=軽減前[39,860円]×0.3 | ②所得割額 ○総所得（※）が58万円以下の方 →軽減なし 総所得×所得割率（7.45%） |
| ↓ 変更① | ↓ 変更② |

| | |
|--|---|
| ①均等割額 ○世帯の合計所得が33万円以下の方 -8.5割を軽減（1.5割を負担） 5,979円=軽減前[39,860円]×0.15 | ②所得割額 ○総所得（※）が58万円以下の方 →所得割額を5割軽減 総所得×所得割率（7.45%）×0.5 |
|--|---|

*所得金額から控除額などをすべて差し引いた後の額です。

保険料の計算方法は前々月号の広報まつだで詳しく掲載していますので、そちらもご覧ください。

NHK放送受信料の免除基準が変わります



現在、日本放送協会（NHK）は障害のある方を対象にNHK放送受信料の免除基準を定めています。町では、その免除基準に基づき、福祉課窓口においてNHK放送受信料免除申請の受付を行っておりました。平成20年10月より、免除基準が次のように変更され、対象が拡大されますのでお知らせします。

【問合せ】福祉課福祉推進係 ☎(83)1226

| 区分 | 【障害の方を世帯構成員に有する場合】 | | 【障害の方が世帯主の場合】 | |
|--------------|--|------------------------------|------------------------------------|--|
| | 全額免除 | 半額免除 | 全額免除 | 半額免除 |
| 平成20年9月30日まで | 平成20年10月1日から | 平成20年9月30日まで | 平成20年10月1日から | |
| 身体障害者 | 生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯 | 世帯構成員全員が市町村民税非課税 | 視覚・聴覚障害者身体障害者手帳（1・2級）所持者（し体不自由者のみ） | 視覚・聴覚障害者（変更なし）身体障害者手帳（1・2級）所持者（内部機能障害等を追加） |
| 知的障害者 | 療育手帳（A1、A2）所持者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 | 世帯構成員全員が市町村民税非課税（A1、A2以外も対象） | 適用外 | 療育手帳（A1、A2）所持者 |
| 精神障害者 | 適用外 | 世帯構成員全員が市町村民税非課税 | 適用外 | 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者 |

国民健康保険税による納付ができます

後期高齢者医療保険料について、4月より年金からの天引きにより納付いただいている方、または10月より年金からの天引きにより納付いただく予定となっている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、町民健康課の窓口へ申出により、保険料の口座振替ができるようになります。

- ①国民健康保険の世帯主の方で、今までの保険税に未納がなく、口座振替による納付を希望する場合
- ②年金收入が180万円未満の方で、本人、世帯主または配偶者の方の口座振替により納めていただける方

なお、8月15日（金）以降のお申出は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、ご了承ください。また、お申出により口座振替となった後、保険料の未納が発生した場合は、一定期間経過後、自動的に特別徴収（年金からの天引きによる納付）へ変更されます。

窓口などで納付いただいている方も口座振替ができます

現在、普通徴収（窓口などで納付書による納付）の方も口座振替をすることができます。ご希望の方は町民健康課の窓口までお申出ください。

※確定申告等に他の世帯員で保険料控除を申告する際は、年金の天引きから口座振替への変更手続きを町民健康課の窓口までお申出ください。

◆ご確認ください◆
今まで口座振替をご利用の方でも、納稅通知書に記載（3頁目右側）の徴収方法が「特別徴収」の場合は10月より年金からの天引きとなります。
①これまで保険税を滞納することなく納めていた方
②これから保険税を、口座振替により納めていた方

①これまで保険税を滞納することなく納めていた方
②これから保険税を、口座振替により納めていた方
することができ。ご希望の方は、8月15日（金）までにお申出ください。

受信料免除の申請方法

1 申請書に必要事項を記入してください。（申請書はNHKまたは町役場福祉課の窓口にあります）
※受信契約がお済みでない方は受信契約もあわせてお申し込みください。

2 町役場福祉課に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。（半額免除は、NHKの窓口でも受け付けています）
※詳細はNHK視聴者コールセンター（0120-151515）までお問い合わせください。

3 証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。
4 NHKで免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」が送付されます。